

第155回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告
 - 「企業集団の現況に関する事項」
 - 「会社の株式に関する事項」
 - 「会社の新株予約権等に関する事項」
 - 「会計監査人の状況」
 - 「会社の体制及び方針」
- 連結計算書類
 - 「連結株主資本等変動計算書」
 - 「連結注記表」
- 計算書類
 - 「株主資本等変動計算書」
 - 「個別注記表」
- 監査報告
 - 「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告」
 - 「会計監査人の監査報告」
 - 「監査等委員会の監査報告」

第155期

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

日本曹達株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

企業集団の現況に関する事項 (2024年3月31日現在)

● 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

ケミカルマテリアル	工業薬品	カセイソーダ 液化塩素 塩酸 青化ソーダ	青化カリ オキシ塩化磷 三塩化磷
	化成品	金属ナトリウム 特殊イソシアネート アルコール	有機チタン 感熱紙用顔色剤 二次電池材料
	機能材料	NISSO-PB VPポリマー	1,2-SBS チタボンド
	エコケア製品	日曹ハイクロン 日曹メルサン テイクワン	ハイジオン ヌメリ取り剤 ビストレイター
	医薬品・工業用殺菌剤	NISSO HPC 日曹DAMN ファロペネムナトリウム NISSO SSF	ベストサイド バイオカット ミルカット
アグリビジネス	殺菌剤	トップジンM ベフラン ベルコート ピシロック トリフミン パンチョ ミギワ	アグリマイシン アグロケア(生物農薬) マスタピース(生物農薬) ファンタジスタ ムッシュポルドー ラビライト
	殺虫剤・殺ダニ剤	モスピラン ニッソラン ダニオーテ ロムダン	グリーンガード コテツ フェニックス
	除草剤	ナブ トップメリット	アルファード コンクルード
	その他の	くん煙剤	
トレーディング & ロジスティクス	化学品 機能製品	合成樹脂 産業機器・装置	建設関連製品
	倉庫・運送業務		
エンジニアリング	プラント建設	土木建築	
エコソリューション	廃棄物処理	資源リサイクル	

● 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

① 当社	本社		東京都千代田区
	工場	二本木工場	新潟県上越市
		高岡工場	富山県高岡市
		水島工場	岡山県倉敷市
		千葉工場	千葉県市原市
	営業所	札幌営業所	札幌市中央区
		仙台営業所	仙台市青葉区
		関東営業所	さいたま市大宮区
		大阪営業所	大阪市中央区
		高岡営業所	富山県高岡市
		福岡営業所	福岡市中央区
	研究所	小田原研究所	神奈川県小田原市
			千葉県市原市
			静岡県牧之原市
福島県耶麻郡			
② 子会社			
日曹商事株式会社	本社	東京都中央区	
三和倉庫株式会社	本社	神奈川県横浜市	
日曹金属化学株式会社	本社	東京都中央区	
日曹エンジニアリング株式会社	本社	東京都千代田区	
ニッソーファイン株式会社	本社	東京都中央区	
ほか			

(注) 組織改定により、2023年4月1日付で大阪支店を大阪営業所に改称しました。

(ご参考) 組織改定により、2024年4月1日付で小田原研究所をリサーチ&イノベーションセンターに改称しました。

● 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
ケミカルマテリアル	439名	41名減
アグリビジネス	665名	2名減
トレーディング&ロジスティクス	376名	10名増
エンジニアリング	197名	5名増
エコソリューション	139名	2名増
全社(共通)	586名	10名増
合計	2,402名	16名減

(注) 全社(共通)として記載されている従業員数は、セグメント別に区分できない管理部門等に所属している人数です。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,336名	5名増	44.0歳	20.0年

● 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	13,725百万円
農林中央金庫	13,472百万円
株式会社りそな銀行	8,201百万円
株式会社三菱UFJ銀行	5,935百万円

● その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年11月27日付で、本店を東京都千代田区丸の内二丁目7番2号に移転いたしました。これに伴い、登記上の本店所在地も変更しております。

会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 96,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,747,667株(自己株式1,169,941株を含む)
- (3) 株主数 24,127名(前期末比5,808名増)
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,674千株	13.32%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,657千株	6.01%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385632	1,411千株	5.12%
三井物産株式会社	1,015千株	3.68%
日本曹達取引先持株会	978千株	3.55%
農林中央金庫	884千株	3.21%
株式会社みずほ銀行	816千株	2.96%
損害保険ジャパン株式会社	513千株	1.86%
東京海上日動火災保険株式会社	436千株	1.58%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	419千株	1.52%

(注1) 当社は、自己株式を1,169,941株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。なお、自己株式には、株式付信託(J-E S O P)が保有する当社株式43,200株は含んでおりません。

(注2) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

株式の所有者別構成比



■ 金融機関・証券会社 ■ 外国法人等 ■ その他の国内法人 ■ 個人・その他

(注1) 小数点第3位以下を四捨五入しています。

(注2) 自己株式は「個人・その他」に含めて記載しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

当社は、2022年6月29日開催の第153回定時株主総会決議に基づき、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。）を対象に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。この制度に基づき当事業年度中に交付された株式の数及び株式の交付を受けた者の人数は以下のとおりです。

	株式の数	交付された者の人数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	当社普通株式 4,128株	4名

(注) 上記以外の会社役員に対する株式報酬制度はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

2023年11月8日開催の取締役会決議により、下記のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式 353,800株
取得価額の総額	1,999百万円
取得した期間	2023年11月9日から2024年3月22日まで

②自己株式の処分

2024年2月9日開催の取締役会決議により、株式給付信託（J-ESOP）の導入に伴い、下記のとおり自己株式を処分いたしました。

処分した株式の種類及び数	普通株式 43,200株
処分価額の総額	247百万円
処分した日	2024年2月26日
処分先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）

会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	81百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	99百万円

(注1) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分していませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(注2) 監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り額の算定根拠等が適切かどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に対する支払いは発生していません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第399条の2第3項第2号に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会が株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会社の体制及び方針

(1) 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス委員会を設置し、「日曹グループ行動規範」の周知により法令遵守・企業倫理に基づいた企業行動を徹底するとともに、内部通報制度を適切に運用いたします。
- ② 社会から信頼されつつ企業活動を継続するために、CSR（企業の社会的責任）活動に取り組めます。
- ③ 「職務及び責任権限規程」等の会社規程に基づき、職務執行の権限役割を明確化いたします。
- ④ 取締役が他の取締役の不正行為、法令・定款違反を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査等委員会に報告いたします。
- ⑤ 市民社会に脅威を与える反社会的勢力には、毅然として対処し、一切関係を持ちません。
- ⑥ 反社会的勢力による不当要求に際しては、総務部が統括・窓口部署となり、対応マニュアルに基づき組織的に対応するとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携いたします。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な職務執行に係る情報について、「文書管理規程」「営業秘密管理規程」等の会社規程に基づき、適切に記録保管いたします。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「日曹グループ行動規範」の周知により、法令遵守・企業倫理に基づいた企業行動を徹底いたします。
- ② 社長執行役員を委員長とする「CSR推進委員会」を設置し、環境保全、労働安全衛生、保安防災・BCP（事業継続計画）、物流安全、化学品・製品安全に配慮した事業活動を推進するとともに、「環境管理規程」「保安管理規程」等の会社規程に基づいてリスクマネジメントを実施し、事故の未然予防を図ります。
- ③ 万が一の重大事故発生時には、「保安管理規程」等の会社規程に基づいて事故対策本部を設置し、横断的・組織的な対応を行います。
- ④ 大地震等の自然災害、あるいはその他の甚大な被害をもたらす危機の発生時には、「BCP」に基づいて適切に対応いたします。
- ⑤ その他業務執行に関連して発生する各種リスクには、所管する各部署が対応マニュアル等に基づいて適切に対応いたします。
- ⑥ 「内部統制監査部」を設置し、業務部門から独立して業務の妥当性、効率性及び財務報告の信頼性の

確保等について評価するとともに、業務プロセスにおける内部統制の適切な運用推進を図ります。
「内部統制監査部」は、監査結果及び内部統制の運用状況について取締役会に報告いたします。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会（原則月1回開催）では、法令・定款で定められた事項及び「取締役会規則」で定められた経営上の重要な（一定金額以上等明確な基準に基づく）意思決定、並びに業務執行の監督を行います。
また、「経営会議運営規則」に基づき、社長執行役員、執行役員である取締役及び社長執行役員が出席を要請した者をもって構成される経営会議（原則週1回開催）で、取締役会審議事項以外の重要な業務執行の審議を行い、迅速な意思決定に努めます。
- ② 「業務分掌規程」「職務及び責任権限規程」等の会社規程に基づき、職務執行の権限役割を明確化いたします。

5) 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「日曹グループ行動規範」の周知により、法令遵守・企業倫理に基づく企業行動を徹底いたします。
- ② 「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社に対し適切な経営評価・管理を行い、当社グループとして健全な発展を図るため、下記の体制を整備し運用いたします。
 - ・グループ会社における経営上重要な事項の決定に際しては、当社と事前協議等を行う
 - ・グループ会社の業績については定期的に当社へ報告が行われる体制を構築する
 - ・グループ会社における業務の執行状況については、当社内部統制監査部による内部統制評価を行う

6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会が職務補助者の設置を求めた場合には、協議の上、これを配置いたします。

7) 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

職務補助者を配置する場合には、その任免等について監査等委員会の同意を得ることといたします。

8) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ① 監査等委員は、経営会議等の重要な会議に出席いたします。
- ② 業務執行に関する重要事項（グループ会社に係る重要事項も含みます）及び監査等委員会が報告を求めた事項については、監査等委員会に報告・説明いたします。
- ③ 稟議書等の決裁書類及び重要な会議の議事録等を監査等委員会に回付いたします。
- ④ 「内部統制監査部」は、監査結果及び内部統制の運用状況について監査等委員会に報告いたします。
- ⑤ 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合及び他の取締役（監査等委員である取締役を除く）の不正行為、法令・定款違反を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告いたします。

- ⑥ 内部通報制度においてコンプライアンス委員会事務局、監査等委員及び外部通報窓口の三つの通報窓口を設置いたします。
 - ⑦ コンプライアンス委員会事務局は、内部通報の事実関係調査に基づき判明した違反行為について、常勤監査等委員に報告いたします。
 - ⑧ 内部通報制度により通報を行った者について、通報をしたという事実により何ら不利益な扱いを行わないことを「日曹グループ行動規範」「内部通報規程」に規定しております。
- 9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 社長執行役員と監査等委員会は四半期に1回程度、経営全般の重要な事項について意見交換を行います。
 - ② 代表取締役と監査等委員会の定期的な懇談を行います。
 - ③ 会計監査人と監査等委員会が密接に連携できるよう、監査の計画及び結果報告等の定期会合その他情報交換等を行います。
 - ④ 監査等委員会室を設置し、監査等委員の職務を補助します。
 - ⑤ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等に応じています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務の執行

当事業年度において取締役会を17回開催し、法令・定款及び当社取締役会規則に定められた経営上重要な事項の決定と業務執行の監督を行いました。

取締役兼務の執行役員等により構成する「経営会議」を原則週1回開催し、迅速性が要求される重要な業務執行や取締役会付議事項の事前審査等を行いました。

②監査等委員会

経営会議等の重要会議に出席し、すべての稟議書を確認するとともに、インターネット等の手段を活用しながら業務及び財務の状況を調査し、さらにグループ会社の監査役等とも連携しております。

取締役及び使用人からグループ会社を含めた重要な職務の執行について報告を受け必要に応じて説明を受けております。

③グループ会社

グループ会社については、年2回、各社により当社経営陣に業績についての報告が行われました。主要グループ会社のトップとも定期的に会合を持ち、経営上の重要な問題について協議を行っております。その他グループ会社管理については、「関係会社管理規程」により、経営企画部が窓口となりグループ会社の諸問題について随時協議を行い、必要に応じて取締役会ないし経営会議において報告・検討を行いました。

④コンプライアンス

「コンプライアンス委員会」を開催し更なるコンプライアンスの徹底に努めました。またグループ会社を含めたコンプライアンス意識向上のためコンプライアンス・アンケートを実施し結果の分析を行い、コンプライアンス委員会に報告を行うとともに社内報に結果を掲載し啓蒙活動を行いました。

⑤内部統制監査

内部統制監査部は、監査結果及び内部統制の運用状況について取締役会及び監査等委員会に報告するとともに、グループ会社における業務の執行状況について内部統制評価を行いました。

⑥CSR

「CSR推進委員会」を年2回開催し、環境保全、労働安全衛生、保安防災・BCP（事業継続計画）、物流安全、化学品・製品安全に配慮した事業活動を推進するとともに、「環境管理規程」「保安管理規程」等の会社規程に基づいてリスクマネジメントを実施し、事故の未然予防を図りました。

以上

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	29,166	25,834	107,090	△2,410	159,681
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△7,529		△7,529
親会社株主に帰属する当期純利益			16,612		16,612
自己株式の取得				△2,004	△2,004
自己株式の処分		112		△82	29
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		152			152
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	264	9,083	△2,086	7,261
当期末残高	29,166	26,099	116,174	△4,497	166,942

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,993	79	△1,684	187	9,575	1,702	170,959
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△7,529
親会社株主に帰属する当期純利益							16,612
自己株式の取得							△2,004
自己株式の処分							29
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							152
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	3,975	△49	5,244	2,359	11,530	△277	11,253
連結会計年度中の変動額合計	3,975	△49	5,244	2,359	11,530	△277	18,514
当期末残高	14,968	30	3,559	2,547	21,105	1,425	189,474

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(連結注記表)

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社数 12社

主要な連結子会社の名称

日曹商事(株)、三和倉庫(株)、日曹エンジニアリング(株)、日曹金属化学(株)、ニッソーファイン(株)
他7社

(2) 主要な非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称

日曹達貿易（上海）有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数 2社

Novus International, Inc.、IHARABRAS S/A. INDUSTRIAS QUIMICAS

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社の名称

日曹達貿易（上海）有限公司

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 事業年度等に関する事項

持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のもは決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

なお、定率法を採用している国内連結子会社については、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

（主要な耐用年数）

建物及び構築物 2～60年

機械装置及び運搬具 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

（主要な耐用年数）

自社利用ソフトウェア 5年

商標権及び製品登録所有権 10年

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 環境対策引当金

土壌汚染対策工事費用など、環境対策等に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社グループは、ケミカルマテリアル、アグリビジネス、トレーディング&ロジスティクス、エンジニアリング、エコソリューションのセグメント区分において、国内外での製品の製造・販売、工事及びサービスの提供を主な事業としております。

製品の販売については、製品の引渡時に顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、主に製品の引渡時に収益を認識しております。なお、アグリビジネスから生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き等の見積額を控除した金額で測定しております。なお、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、手数料を売上収益として認識しております。

工事契約については、一定の期間に渡り履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度は、原価の発生と工事の進捗度が概ね比例関係にあると考えられることから、見積総原価に対する発生原価の割合で測定しております。なお、受注金額あるいは完成までに要する総原価が信頼性をもって見積ることができず、進捗度を合理的に測定できない場合には、発生した原価のうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として認識しております。

サービスの提供については、サービスに対する支配が一定の期間に渡り顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、主に当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。サービスの進捗度はサービスが提供される期間に対する提供済期間の割合で測定しております。

対価については、履行義務の充足時点から概ね3ヶ月以内に支払を受けております。重要な金融要素が含まれているものはありません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9~12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から処理しております。

② のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、7年間の定額法により償却を行っております。

③ 控除対象外消費税等の会計処理方法

控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用として処理しております。

会計上の見積りに関する注記

(退職給付に係る資産及び負債)

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

退職給付に係る資産 15,233百万円

退職給付に係る負債 1,283百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

簡便法を採用している一部の連結子会社を除き、割引率・将来の昇給率・退職率・死亡率及び年金資産の収益率等の前提条件を決定の上、次の方法による数理計算結果に基づき算定しております。

(a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(b) 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から処理しております。

② 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
割引率	0.5～3.8%	0.6～0.9%
長期期待運用収益率	2.0～4.5%	2.0～4.5%
予想昇給率	2.9～5.9%	2.9～5.8%

追加情報

(株式給付信託 (J-ESOP))

当社は、管理職である従業員（以下「管理職」といいます。）に対して当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて信託を設定しています。）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用し、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

1. 取引の概要

本制度は、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした管理職に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、管理職に対し職位などに応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。管理職に対し給付する当社株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において247百万円、43,200株であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

製品	39,222百万円
仕掛品	1,427百万円
原材料及び貯蔵品	11,079百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産の内容及びその金額

投資有価証券	165百万円
--------	--------

② 担保に係る債務

192百万円

3. 有形固定資産に係る減価償却累計額

159,581百万円

4. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し債務保証を行っております。

Novus International, Inc.	15,291百万円
---------------------------	-----------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 28,747,667株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	4,182	150	2023年3月31日	2023年6月30日
2023年11月8日 取締役会	普通株式	3,346	120	2023年9月30日	2023年12月5日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2024年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 3,309百万円
- ② 1株当たり配当額 120円
- ③ 基準日 2024年3月31日
- ④ 効力発生日 2024年6月28日

(注1) 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注2) 配当金の総額には株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、売掛金及び契約資産、並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	28,741	28,741	－
(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）	(32,243)	(32,009)	234
(3) デリバティブ取引	0	0	－

（*）負債に計上されているものについては、（）で示しております。

（注1）現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、並びに短期借入金については、短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。また、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、時価の算定に関する会計基準の適用指針第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。これらの金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	41,342
投資事業有限責任組合等への出資	100

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	28,741	－	－	28,741
デリバティブ取引 通貨関連	－	0	－	0

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む。)	－	(32,009)	－	(32,009)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む。)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

(1) 財又はサービスの種類別の内訳

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計
	ケミカルマ テリアル	アグリビジ ネス	トレーディ ング&ロジ スティクス	エンジニア リング	エコソリュ ーション	
製品販売	36,063	53,038	36,761	－	4,914	130,777
工事	－	－	－	16,336	－	16,336
その他のサービスの 提供	－	1	4,056	－	3,176	7,234
顧客との契約から 生じる収益	36,063	53,040	40,818	16,336	8,090	154,348
その他の収益	－	－	80	－	－	80
外部顧客への売上 高	36,063	53,040	40,898	16,336	8,090	154,429

(2) 地域別の内訳

(単位：百万円)

		報告セグメント					合計
		ケミカルマ テリアル	アグリビジ ネス	トレーディ ング&ロジ スティクス	エンジニア リング	エコソリュ ーション	
日本		24,865	18,383	34,019	16,291	7,788	101,347
海外	アジア	3,143	8,373	6,077	5	302	17,901
	欧州	4,422	14,471	394	1	－	19,290
	北米	3,374	4,196	302	38	－	7,910
	その他	258	7,615	25	－	－	7,898
顧客との契約から 生じる収益		36,063	53,040	40,818	16,336	8,090	154,348
その他の収益		－	－	80	－	－	80
外部顧客への売上 高		36,063	53,040	40,898	16,336	8,090	154,429

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)		
	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	47,135	48,978
契約資産	1,649	6,045
契約負債	278	1,829

当連結会計年度に認識された収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額は、236百万円であります。

当連結会計年度において、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務について売上収益に認識した金額に重要性はありません。

契約資産及び負債の残高の重大な変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

なお、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については記載の対象に含めておりません。顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要なものはありません。

(単位：百万円)		
	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1年以内	5,293	5,226
1年超	4,851	8,146
合計	10,145	13,372

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 6,829円56銭

1株当たり当期純利益 597円43銭

(注) 株式給付信託 (J-ESOP) が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当連結会計年度 43,200株)。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当連結会計年度 6,646株)。

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議いたしました。

1. 自己株式の消却を行う理由

資本効率の向上及び株主利益の増進を図るため

2. 自己株式の消却の内容

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の数 | 353,800株 (消却前発行済株式総数に対する割合1.23%) |
| (3) 消却予定日 | 2024年5月31日 |

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としています。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2024年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する当社普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

- | | |
|------------------|--------------|
| ①株式分割前の発行済株式総数 | 28,393,867株 |
| ②今回の分割により増加する株式数 | 28,393,867株 |
| ③株式分割後の発行済株式総数 | 56,787,734株 |
| ④株式分割後の発行可能株式総数 | 192,000,000株 |

※当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、2024年5月31日を消却予定日として、自己株式353,800株の消却を行うことを決議いたしました。

上記①の発行済株式総数は、当該自己株式消却後の株式数となります。

(3) 株式分割の日程

- | | |
|---------|-----------------|
| ①基準日公告日 | 2024年9月13日 (予定) |
| ②基準日 | 2024年9月30日 |
| ③効力発生日 | 2024年10月1日 |

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情

報は、次のとおりであります。

1株当たり純資産額 3,414円 78銭

1株当たり当期純利益 298円 71銭

(注) 株式給付信託 (J-ESOP) が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当連結会計年度 86,400株)。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当連結会計年度 13,292株)。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

定款の変更は次の通りです。

(下線部が変更箇所)

現行定款	変更後の定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9千6百万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億9千2百万株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

①取締役会決議日 2024年5月14日

②効力発生日 2024年10月1日

4. その他

(1) 資本金の額について

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 配当について

今回の株式分割は、2024年10月1日を効力発生日としておりますので、2024年3月31日を配当基準日とする2024年3月期の期末配当金、および2024年9月30日を配当基準日とする2025年3月期の中間配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	29,166	18,148	5,845	23,994	64,197	64,197	△2,410	114,947
当期変動額								
剰余金の配当					△7,529	△7,529		△7,529
当期純利益					8,342	8,342		8,342
自己株式の取得							△2,004	△2,004
自己株式の処分			112	112			△82	29
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	112	112	813	813	△2,086	△1,160
当期末残高	29,166	18,148	5,957	24,106	65,011	65,011	△4,497	113,787

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	9,524	—	9,524	124,472
当期変動額				
剰余金の配当				△7,529
当期純利益				8,342
自己株式の取得				△2,004
自己株式の処分				29
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,167		3,167	3,167
当期変動額合計	3,167	—	3,167	2,006
当期末残高	12,692	—	12,692	126,479

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(個別注記表)

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式は、移動平均法による原価法を採用しております。その他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものは決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

（主な耐用年数）

のれん 7年

商標権及び製品登録所有権 10年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一

定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から処理しております。

(4) 環境対策引当金

土壌汚染対策工事費用など、環境対策等に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社は、ケミカルマテリアル及びアグリビジネス製品の製造・販売を主な事業としており、製品の引渡時に顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、主に製品の引渡時に収益を認識しております。

なお、アグリビジネスから生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き等の見積額を控除した金額で測定しております。

対価については、履行義務の充足時点から概ね3ヶ月以内に支払を受けております。重要な金融要素が含まれているものはありません。

6. 控除対象外消費税等の会計処理方法

控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。

7. 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を前払年金費用に計上しております。

追加情報

(株式給付信託 (J-ESOP))

当社は、管理職である従業員（以下「管理職」といいます。）に対して当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて信託を設定しています。）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用し、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

1. 取引の概要

本制度は、米国のESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした管理職に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、管理職に対し職位などに応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該

付与ポイントに相当する当社株式を給付します。管理職に対し給付する当社株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当会計年度末において247百万円、43,200株であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る減価償却累計額		131,823百万円
2. 保証債務の内容及び金額		
被保証会社等	被保証債務の内容	保証金額
Novus International, Inc.	借入債務	15,291百万円
3. 関係会社に対する金銭債権債務		
関係会社に対する金銭債権		15,379百万円
関係会社に対する金銭債務		12,399百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高		
売上高		37,297百万円
仕入高		15,416百万円
営業取引以外の取引高		11,414百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 事業年度末日における自己株式の種類及び数		
普通株式		1,213,141株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)	(百万円)
関係会社株式・出資金評価損	925
減損損失	1,401
賞与引当金	1,533
環境対策引当金	139
価格精算見積額	455
投資有価証券評価損	116
資産除去債務	200
その他	434
繰延税金資産小計	5,207
評価性引当額	△1,085
繰延税金資産合計	4,122
(繰延税金負債)	
前払年金費用	△3,166
その他有価証券評価差額金	△5,590
関係会社株式交換益	△461
その他	△2
繰延税金負債合計	△9,221
繰延税金負債の純額	5,099

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

(単位：百万円)

属性	名 称	議決権所有割合	関 係 内 容	取 引 内 容	取 引 金 額 (注1)(注2)	科 目	期末残高 (注1)(注2)
子会社	日 曹 商 事 (株)	100.00%	当社のケミカルマテリアル製品を販売委託し、当社が原料を購入	当社がケミカルマテリアル製品を販売	12,710	売 掛 金	4,641
	日曹金属化学(株)	100.00%	当社のケミカルマテリアル製品を製造委託し、産業廃棄物処理を委託	製造設備等の賃貸(注3)	1,215	—	—
	ニッソーファイン(株)	100.00%	当社のケミカルマテリアル及びアグリビジネス製品を製造委託	資金の貸付(注4)	2,300	短期貸付金	1,140
	NISSO AMERICA INC.	100.00%	当社のケミカルマテリアル及びアグリビジネス製品を販売委託	当社がケミカルマテリアル及びアグリビジネス製品を販売	5,270	売 掛 金	2,242
	NISSO CHEMICAL EUROPE GmbH	100.00%	当社のケミカルマテリアル及びアグリビジネス製品を販売委託	当社がケミカルマテリアル及びアグリビジネス製品を販売	17,427	売 掛 金	5,689
	日曹エンジニアリング(株)	100.00%	当社の製造設備等の建設・工事を委託	預り余剰資金の預り(注5) 製造設備等の建設・工事の委託	4,400 2,191	預 り 金 未 払 金	6,800 424
関連会社	Novus International, Inc.	20.00%	当社が銀行借入に対する債務を保証	債務保証(注6)	15,291 (101,000千US\$)	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、交渉の上で決定しております。
- (注3) 製造設備等の賃貸料は、賃貸資産の維持管理費用を基に決定しております。
- (注4) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額については純額で記載しております。
- (注5) 余剰資金の預りについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額については、資金の決済が随時行われているため、純額で記載しております。
- (注6) 債務保証については、保証料を受領しております。

役員及び個人主要株主

(単位：百万円)

種類	氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	阿賀 英司	—	—	当社 代表取締役 社長	0.04%	—	金銭報酬債権の現 物出資に伴う 自己株式の処分	11	—	—

(注)2023年7月6日開催の取締役会において決議された譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭債権の現物出資によるものであります。

収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5.重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 4,593円47銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 300円3銭 |

(注) 株式給付信託 (J-ESOP) が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当会計年度 43,200株)。
また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当会計年度 6,646株)。

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議いたしました。

- 自己株式の消却を行う理由
資本効率の向上及び株主利益の増進を図るため。
- 自己株式の消却の内容
 - 消却する株式の種類 当社普通株式
 - 消却する株式の数 353,800株 (消却前発行済株式総数に対する割合1.23%)
 - 消却予定日 2024年5月31日

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としています。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2024年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する当社普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	28,393,867株
②今回の分割により増加する株式数	28,393,867株
③株式分割後の発行済株式総数	56,787,734株
④株式分割後の発行可能株式総数	192,000,000株

※当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、2024年5月31日を消却予定日として、自己株式353,800株の消却を行うことを決議いたしました。

上記①の発行済株式総数は、当該自己株式消却後の株式数となります。

(3) 株式分割の日程

①基準日公告日	2024年9月13日 (予定)
②基準日	2024年9月30日
③効力発生日	2024年10月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当会計年度に行われたと仮定した場合の当会計年度における1株当たり情報は、次のとおりであります。

1株当たり純資産額 2,296円 74銭

1株当たり当期純利益 150円 1銭

(注) 株式給付信託 (J-ESOP) が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当会計年度 86,400株)。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当会計年度 13,292株)。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

- (2) 定款変更の内容
定款の変更は次の通りです。

(下線部が変更箇所)

現行定款	変更後の定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9千6百万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億9千2百万株</u> とする。

- (3) 定款変更の日程

- ①取締役会決議日 2024年5月14日
②効力発生日 2024年10月1日

4. その他

- (1) 資本金の額について

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

- (2) 配当について

今回の株式分割は、2024年10月1日を効力発生日としておりますので、2024年3月31日を配当基準日とする2024年3月期の期末配当金、および2024年9月30日を配当基準日とする2025年3月期の中間配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

日本曹達株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池内基明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 甲斐靖裕
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本曹達株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本曹達株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

日本曹達株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池内基明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 甲斐靖裕
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本曹達株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第155期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等を定め、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、インターネット等を経由した手段も活用しながら、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

日本曹達株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 堀 信 之 ⑩

監 査 等 委 員 脇 陽 子 ⑩

監 査 等 委 員 吉田 波也人 ⑩

(注) 監査等委員 脇陽子及び吉田波也人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上